

北海道告示第 10189 号

北海道が令和6年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

令和7年 2月 7日

北海道知事 鈴木直道

(総合政策部所管分)

| 補助金等を交付する事務 又は事業の名称及び その目的又は趣旨 | 補助対象者 | 補助対象経費 | 補助率等 | 交付申請書に添 付すべき関係書 類 | 実績報告書に添 付すべき関係書 類 | 交付申請書の提 出部数、提出期 限及び提出先 | 補助金等の交 付に関する権 限の委任 | 摘 要 |
|--|---|---|---|---|--|---|--------------------------|-----|
| <p>地域公共交通事業者等臨時支 援事業</p> <p>地域住民にとって最も身近 な交通手段である乗合バス事 業者、タクシー事業者（福祉 輸送事業限定含む）、自然災 害時における代替輸送といっ た公共的な役割に寄与して おり、本道の観光を支える上 で重要な役割を果たしている 貸切バス事業者及び離島地 域の住民にとって必要不可欠 な交通手段であるフェリー事 業者に対して、今後の事業継 続に寄与するよう臨時的に支 援を行うことを目的とする。</p> | <p>次に掲げる(1) から(3)までの要 件をすべて満たす ものとする。</p> <p>(1) 次に掲げる ア、イ又はウのい ずれかの要件を満 たすこと。</p> <p>ア 乗合バス事 業者、貸切バス事 業者又はタクシー 事業者（福祉輸送 事業限定含む） （別表1に掲げる もの。以下同 じ。）により構成 されているもの</p> <p>イ フェリー事 業者（別表1に掲 げるもの。以下同 じ。）</p> <p>ウ 非営利団体 （法人格を有し、 法令によりその構 成員又は設立者に 剰余金又は残余財 産の分配を受ける 権利を与えること</p> | <p>(1) 車両維持に対する支援金</p> <p>ア 乗合バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第 183号。以下「法」という。） 第3条第1号イによる乗合旅客 運送事業の実施に必要なバス車 両（ただし、令和6年10月末日 時点において保有している車両 であり、かつ、現に運行の用に 供しているものであって道路運 送法施行規則（昭和26年運輸省 令第75号。以下「規則」とい う。）第10条第1項イの運賃を 適用するバス路線又は規則第10 条第1項ハの運賃を適用するバ ス路線の運行にのみ用いるもの を除く。以下同じ。）の維持に 要する経費</p> <p>イ 貸切バス事業者 法第3条第1号ロによる貸切 旅客運送事業の実施に必要なバ ス車両（ただし、令和6年10月 末日時点において保有している 車両であり、かつ、現に運行の 用に供している車両とする。以 下同じ。）の維持に要する経費</p> <p>ウ タクシー事業者（福祉輸送</p> | <p>補助対象経費欄 の(1)及び(2)に 掲げる経費 定 額</p> <p>補助対象経費欄 の(3)に掲げる 経費 10/10以 内</p> | <p>要綱別記第1号 様式（フェリー 事業者は、要綱 別記第3号様 式）</p> <p>総政第2号様式 総政第14号様式 総政第18号様式 総政第20号様式 総政第32号様式 別に指示する様 式</p> | <p>総政第2号様式 総政第29号様式 総政第31号様式 別に指示する様 式</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 令和7年 2月13日 提出先 総合政策 部交通政 策局交通 企画課</p> | <p>—</p> | |

| | | | | | | | | |
|--|---|---|------------------------|--|--|--|--|--|
| | <p>ができないと規定されているもの) であって、運輸行政の円滑な遂行に協力することで公共の福祉の向上に寄与することが期待されるもの (2) 道内に事務所等を有するもの (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団関係団体（暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有する団体をいう。）に該当しないもの</p> | <p>事業限定含む) 法第3条第1号ハによる乗用旅客運送事業の実施に必要なタクシー車両の維持に要する経費 ただし、令和6年10月末日時点において保有している車両であり、かつ、現に運行の用に供している車両であってタクシー業務適正化特別措置法（昭和45年5月19日法律第75号）第2条第2項に定めるハイヤーの用に供する車両を除く。</p> <p>(2) 燃料費高騰に対する支援金 ア 乗合バス事業者 法第3条第1号イによる乗合旅客運送事業の実施に必要なバス車両に係る燃料費 イ 貸切バス事業者 法第3条第1号ロによる貸切旅客運送事業の実施に必要なバス車両に係る燃料費</p> <p>(3) 支援金の交付事務等のために必要な次の経費 人件費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製費）、役務費（通信運搬費、広告料、各種手数料）、使用料及び賃借料、その他知事が必要と認める経費 ただし、人件費は交付決定を受けた事業に直接従事する従業員に対して支払う給与・賃金に限る。</p> <p>(4) 離島航路旅客定期航路事業の実施に必要な船舶及び高速船（航海速力22ノット以上の船舶。）の維持に要する経費</p> | <p>補助対象経費欄に掲げる経費定額</p> | | | | | |
|--|---|---|------------------------|--|--|--|--|--|